

No. 123(2010/10)

フェア・ユースの成否と暫定的差止命令の要件が争点となったサリンジャー事件について

地裁決定(Salinger v. Colting, 641 F.Supp.2d 250 (S.D.N.Y. 2009))および
控訴裁決定(Salinger v. Colting, 607 F.3d 68 (2d Cir. 2010))の概要*

奥邨弘司[†]・中村佑^{††}・平井直子^{†††}

はじめに

小説家 J.D. Salinger 氏が亡くなったことを伝えるニュースが世界を駆け巡ったのは、本年(2010年)はじめのことであった。その Salinger 氏の代表作であり、またあまりにも有名な小説「ライ麦畑でつかまえて」に関連する裁判である本件は、作者や作品がもたらす話題性を超えて、法律上も注目に値する論点を含んでいる。地裁ではフェア・ユースに関して、特に変容力(transformative)とは何かについて興味深い議論が展開され、また控訴裁では、暫定的差止命令の要件について(少なくとも第2巡回区では影響力の大きい)注目されるべき判断を示した。事件自体、未だ係争中であることを割り引くとしても、米国著作権法を理解する上で、少なからず参考になるうかと思われるので、以下その概要を紹介することとしたい。

1. 事案の概要

2. 地裁決定の争点

3. 地裁決定の概要

3-1 結論

3-2 被告による著作権侵害の認定

3-3 争点① フェア・ユースの抗弁について

3-4 争点② 暫定的差止命令の適否について

3-5 地裁決定の結論

* 念のために付言すると、本稿は執筆者らの個人的見解を示すものであり、各人が所属する組織のそれを代表等するものではない。(執筆者名は50音順)

[†] 神奈川大学経営学部准教授。奥邨は、はじめに、4-1(2)、4-4および7-4の執筆、ならびに全体の構成を担当した。

^{††} 株式会社日本総合研究所法務部所属。中村は、控訴裁決定に関する5~7(7-4を除く)を担当した。

^{†††} パナソニック株式会社法務本部東京法務室所属。平井は、1. 事案の概要ならびに地裁決定に関する2~4(4-1(2)および4-4を除く)を担当した。

- 4. 地裁決定についての考察・コメント
 - 4-1 「続編」についてのフェア・ユース
 - 4-2 キャラクターの著作権侵害(日本との比較)
 - 4-3 いわゆる「日本版フェア・ユース」について
 - 4-4 暫定的差止命令の発令基準
- 5. 控訴裁決定の争点
- 6. 控訴裁決定の概要
 - 6-1 結論
 - 6-2 eBay 事件の基準の著作権事件への適用
 - 6-3 eBay 事件の基準の暫定的差止命令への適用
 - 6-4 著作権事件における暫定的差止
 - 6-5 控訴裁決定の結論
- 7 控訴裁決定についての考察・コメント
 - 7-1 エクイティ上の救済としての差止め
 - 7-2 eBay 事件
 - 7-3 Winter 事件
 - 7-4 本決定の射程

(全17ページ)